

(別冊)

旭市立小中学校における医療的ケアガイドライン別冊

(特定症状：インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病児童生徒に対する医療的ケアガイドライン)

旭市教育委員会

1 趣旨

このガイドラインは、市内小中学校が、在籍する児童生徒等を対象として行う医療的ケアの中で、インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病のケアに特化して、その実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な校内実施体制等について定めたものである。

2 医療的ケアとは

「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、日常生活を営むために医療を必要とする子ども（医療的ケア児）に、在宅等で日常的に実施されている医療的な生活援助行為である。

3 対応の原則

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた対応の原則に基づき実施されるが、インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病への対応においては以下の原則を付加する。

- ・主治医と医療的ケア指導医の双方の実施判断を総合的に判断し、市教育委員会が実施の可否を決定する。
- ・市が定めた医療的ケア指導医の研修を経て、**※糖尿病に対する医療的ケアの特定行為**の実施を認定された教員は、メディカルサポーターの指導のもと、医療的ケアの特定行為を実施可能とする。
- ・メディカルサポーターは、糖尿病に対する医療的ケアの特定行為の実施を認定された教員の指導のために、週1日以上当該校に勤務する。

※糖尿病に対する医療的ケアの特定行為について

特定行為は以下のものとする。

- ・インスリンポンプのセンサグルコース値（以下SG値）を該当児童生徒とともに確認し、既定の上限値、下限値から逸した値の場合に保護者に連絡する。
- ・主治医の指示のもと、補食の補助を行う。
- ・該当児童生徒の昼食の量により、児童生徒がインスリンポンプのポーラスから投与量を選び、インスリンを投与することを見守る。

4 医療的ケアの範囲と実施者

インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病児童生徒に対する医療的ケアは、糖尿病に対する医療的ケアの特定行為の実施を許可された教員、または、メディカルサポーターのどちらかが実施する。

5 実施の決定と説明責任

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

6 市教育委員会の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割の他に以下を付加する。

- ・主治医と医療的ケア指導医相互との連絡調整を図り、必要に応じて会議を主催する。
- ・必要に応じて、医療的ケア指導医に、教員のケア技能の向上、医療的ケアについての知識の深化を図る研修を依頼する。研修を修了した職員に対し、修了証を発行する。また、修了証の有効期間は発行日より3年間とする。

7 学校長の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割とする。

8 教頭（医療的ケアコーディネーター）の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割とする。

9 校内検討委員会（安全委員会）の設置

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

10 医療的ケア指導医の依頼と役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割の他に以下を付加する。

- ・市教育委員会の求めに応じ、教員に対する研修を行う。
- ・研修を修了した職員の中で、糖尿病に対する医療的ケアの特定行為の実施についての十分資質を備えたと判断する職員に対し、インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病児童生徒に対する医療的ケアの特定行為の実施を許可する。

11 主治医の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割とする。

12 学校医の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割とする。

13 メディカルサポーターの役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割の他に以下を付加する。

- ・必要に応じて、糖尿病に対する医療的ケアの特定行為の実施を認定された教員に対して、医療的ケア指導医の指示のもと、指導を実施する。

14 養護教諭の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割とする。

15 担任教員の役割

市が定めた医療的ケア指導医の研修を経て、インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病に対する医療的ケアの特定行為の実施を認定された教員は、メディカルサポーターの指導のもと、医療的ケアの特定行為を行う。

16 保護者の役割

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められた役割とする。

17 研修

市教育委員会は、必要に応じて、医療的ケア指導医に、教員のケア技能の向上、医療的ケアについての知識の深化を図る研修を依頼する。研修を修了した職員の中で、糖尿病に対する医療的ケアの特定行為の実施についての十分資質を備えたと医療的ケア指導医が判断する職員に対し、インスリン持続注入ポンプを使用している糖尿病児童生徒に対する医療的ケアの特定行為の実施を許可する。

18 関係文書の管理・保管

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

19 ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

20 医療的ケア運営協議会

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

21 学校での医療的ケア申請から実施（終了）について

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

22 緊急時の対応と情報の共有

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。ただし、医療的ケア児の在籍する市内小中学校は、緊急時の対応マニュアルを作成し、年に1回は緊急時の対応訓練を実施する。

23 地震等の災害についての対応について

旭市立小中学校における医療的ケアガイドラインに定められたものと同様とする。

24 医療的ケアの実施記録について

- (1) メディカルサポーター・養護教諭・糖尿病に対する医療的ケア実施教員は医療的ケアの実施記録簿を作成する。
- (2) 担当教員は、実施記録簿について保護者に定期的に確認を依頼する。
- (3) 市教育委員会は、実施記録簿について主治医に定期的に確認を依頼する。
- (4) 記録用紙については、それぞれの個別マニュアルに応じて作成する。

附則

- 1 このガイドラインは令和4年5月26日から適用する。
- 2 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が関係機関と協議の上、別に定める。
- 3 令和8年3月25日、一部改正